



TOKIO MARINE
NICHIDO

2021年3月

お客様各位

東京海上日動火災保険株式会社

船舶保険 感染症に関連する損害の取扱いを規定する約款の適用について

拝啓 貴社益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては毎々格別のご高配を賜りありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

このたびは、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまにお見舞い申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえ、世界の船舶保険マーケットにおいては、感染症に関連する損害を補償の対象外とする動きが急速に広まっております。

弊社といたしましても、上記状況ならびに今後、感染症によっては爆発的な感染拡大により甚大な損害を生じ得ることを踏まえ、保険開始日が2021年4月1日以降となる船舶保険契約について、感染症に関連する損害の取扱いを規定する約款を適用することいたしましたので、以下の通りご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 対象契約：

保険開始日が2021年4月1日以降となる次頁に掲げる船舶保険契約

2. 適用約款：

- ・和文保険証券：「感染症免責特別条項」
- ・英文保険証券：“JHC Communicable Disease Exclusion”

3. 約款概要：

感染症に関連する損害は補償の対象外（免責）となります。

但し、次に掲げる感染症に関連する損害については、約款に従い、補償の対象となる場合があります。

詳しくは、弊社社員までお問い合わせください。

(例)

- ・本船を停止、休航、錨泊させるためになされた勧告等により生じた保険事故による損害
- ・本船を当初の荷積地、荷揚地または他の目的地から離路させる勧告等により生じた保険事故による損害
- ・本船の保険事故による修繕にあたり、修繕ドックの作業員が感染症に感染したことにより通常より修繕期間が伸びたことによる損害の増加
- ・感染症に感染した船員の操船誤りにより本船に生じた保険事故による損害



TOKIO MARINE
NICHIDO

4. 対象となる商品

船舶普通期間保険（船体保険、船費保険）

船舶不稼働損失保険

内航航海保険

係船保険

船舶建造保険

船舶修繕保険

船舶修繕者工事保険

船舶修繕費保険

船舶修繕者賠償責任保険

以上